

監査公表第608号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施し、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

平成21年5月14日

京都市監査委員 高橋 泰一 朗
同 井上 教子
同 不室 嘉和
同 出口 康雄

平成20年度定期監査（工事）公表

監査の種類 定期監査（工事）

監査の実施工事等 別表1に掲げる平成19年度及び平成20年度（平成20年9月30日までに契約したもの）に施行している請負工事及び平成19年度以前から繰越し又は継続して施行している請負工事並びに当該工事に関連する別表2に掲げる設計業務委託及び別表3に掲げる工事監理業務委託

監査の実施期間 平成20年11月から平成21年5月まで

監査の方法 設計事務、契約事務、施工管理及び履行確認等について関係図書等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

監査の対象とした局及び問題点は、以下のとおりである。

第1 都市計画局

1 抽出した課等

公共建築部	企画設計課，整備支援課，工務監理課
-------	-------------------

2 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(1) 土木工事の存置仮設物等の取扱いに関する不適切な事務の執行について

納所排水機場の新設工事において、当初計画では土木工事を前期土木工事である「排水機場新設工事ただし、土木工事」（以下「前期工事」という。）と後期土木工事である「承水路取付工事」（以下「後期工事」という。）の二期に分割して連続的に施工することとしていた。また、排水機场上屋の建築工事は、前期工事の途中から併行して施工することとしていた。

しかし、前期工事の掘削中に、大量の湧水によって、そのことが一因と考えられる地盤沈下が生じ、周辺家屋に被害が発生した。そのため、地盤沈下の原因が明確となり防止対策が実施されるまでは後期工事の施工ができなくなった。

このような状況から、前期工事と後期工事とが不連続となり、土木工事が行われない期間（以下「空白期間」という。）が生じ、後期工事に引継ぐ予定であった前期工事の存置仮設物（鋼矢板、土留支保工材、仮囲い、敷鉄板）に係る空白期間の賃料は、前期工事に引続き工事を行っている建築工事に引継がれることになった。

以上の経過において、以下のような不適切な事務の執行が見受けられた。

- a 土木工事担当課は、空白期間の存置仮設物の賃料等の扱いについて、「土木工事標準積算基準書（参考資料）京都市建設局」（以下「基準書」という。）の「存置した仮設物の積算及び契約上の扱い」に基づき、前期工事の施工業者と随意契約するべきであったが、建築工事担当課に引継ぎを行っていた。
- b 土木工事担当課が依頼した存置仮設物の数量と建築工事担当課がリース会社に提出を求めた見積書の存置仮設物の数量の一部が相違していたが、両担当課における数量確認がなく、リース会社の数量を正しいものとして積算を行っていた。

また、存置仮設物の安全管理についても、双方で確認したとしているが、点検記録が作成されていなかった。

- c 建築担当課は、存置仮設物の賃料積算において、建築工事標準単価表、京都市土木積算システム設計単価、建設物価及び積算資料の単価（以下「公的な単価」という。）を適用せず、リース会社の見積書をそのまま採用していた。また、通例1日当り賃料は供用期間が長くなれば下がるものであるが、存置仮設物の賃料積算においてその期間が考慮されていなかった。

空白期間の存置仮設物の取扱いについて、賃料や安全管理については基準書に基づき事務の執行を行うべきである。止むをえずこれによらない引継ぎを行う場合にも、引継ぎ内容を十分精査し、引継ぎ内容に疑義があれば双方において確認するなど、緊密に連携して業務を遂行することが必要である。また、賃料積算においては、公的な単価がある場合はその単価を適用することが基本である。

適切な事務処理や引継ぎを行うとともに、適正な積算に努められたい。

(伏見西部第五地区排水機場新設工事ただし、土木工事及び京都市伏見西部第五地区納所排水機場（仮称）新築工事ただし、建築主体工事)

(2) 工事施工写真による記録について

建築工事標準仕様書において、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合、工事写真により記録することになっているが、以下のような不適切な事例があった。

- a 鉄筋工事の施工の完了が確認できない工事写真が添付されていたもの
- (a) 壁配筋開口部端部処理要領どおりになっているかが確認できない写真
 - (b) 梁配筋において、梁の主筋が他の鉄筋と結束されていない写真
 - (c) 工事監理受託者からの報告書等において、鉄筋配筋工事中の状況で、各工種（衛生・空調）の検査写真が添付されていたが、補強筋（注1）等が施工されたかが確認できない写真
- b 鉄筋工事の施工が設計図書どおりにできているかが確認できない写真があったもの
- (a) 総合訓練棟壁配筋の写真に写されている黒板には千鳥配筋（注2）と

明記されているが、千鳥配筋が確認できない写真

- (b) 開口部補強の是正写真において、フックを付けることが定められているが、横鉄筋端部にフックが確認できない写真

監督職員は、請負者及び工事監理受託者に対して、建築工事標準仕様書に基づいた適切な工事写真の記録を行うよう指導し、適切な事務処理と施工管理に努められたい。

注1) 補強筋：鉄筋コンクリート造において、開口部分の周囲のひび割れを防止するために配筋される、曲げ補強鉄筋やせん断補強鉄筋のこと。

注2) 千鳥配筋：ダブル配筋の壁において、鉄筋を一直線ではなく、縦筋や横筋を挟んで互い違いにジグザグに配筋すること

(京都市消防活動総合センター第2次整備工事ただし、建築主体その他工事ほか)

第2 建設局

1 抽出した課等

都市整備部 事業推進室	市街地整備課，整備推進課，南部区画整理事務所
----------------	------------------------

2 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(1) 土木工事の存置仮設物等の取扱いに関する不適切な事務の執行について

納所排水機場の新設工事において、当初計画では土木工事を前期土木工事である「排水機場新設工事ただし、土木工事」（以下「前期工事」という。）と後期土木工事である「承水路取付工事」（以下「後期工事」という。）の二期に分割して連続的に施工することとしていた。また、排水機场上屋の建築工事は、前期工事の途中から併行して施工することとしていた。

しかし、前期工事の掘削中に、大量の湧水によって、そのことが一因と考え

られる地盤沈下が生じ、周辺家屋に被害が発生した。そのため、地盤沈下の原因が明確となり防止対策が実施されるまでは後期工事の施工ができなくなった。

このような状況から、前期工事と後期工事とが不連続となり、土木工事が行われない期間（以下「空白期間」という。）が生じ、後期工事に引継ぐ予定であった前期工事の存置仮設物（鋼矢板、土留支保工材、仮囲い、敷鉄板）に係る空白期間の賃料は、前期工事に引続き工事を行っている建築工事に引継がれることになった。

以上の経過において、以下のような不適切な事務の執行が見受けられた。

- a 土木工事担当課は、空白期間の存置仮設物の賃料等の扱いについて、「土木工事標準積算基準書（参考資料）京都市建設局」（以下「基準書」という。）の「存置した仮設物の積算及び契約上の扱い」に基づき、前期工事の施工業者と随意契約するべきであったが、建築工事担当課に引継ぎを行っていた。
- b 土木工事担当課が依頼した存置仮設物の数量と建築工事担当課がリース会社に提出を求めた見積書の存置仮設物の数量の一部が相違していたが、両担当課における数量確認がなく、リース会社の数量を正しいものとして積算を行っていた。

また、存置仮設物の安全管理についても、双方で確認したとしているが、点検記録が作成されていなかった。

- c 建築担当課は、存置仮設物の賃料積算において、建築工事標準単価表、京都市土木積算システム設計単価、建設物価及び積算資料の単価（以下「公的な単価」という。）を適用せず、リース会社の見積書をそのまま採用していた。また、通例1日当り賃料は供用期間が長くなれば下がるものであるが、存置仮設物の賃料積算においてその期間が考慮されていなかった。

空白期間の存置仮設物の取扱いについて、賃料や安全管理については基準書に基づき事務の執行を行うべきである。止むをえずこれによらない引継ぎを行う場合にも、引継ぎ内容を十分精査し、引継ぎ内容に疑義があれば双方において確認するなど、緊密に連携して業務を遂行することが必要である。また、賃

料積算においては、公的な単価がある場合はその単価を適用することが基本である。

適切な事務処理や引継ぎを行うとともに、適正な積算に努められたい。
(伏見西部第五地区排水機場新設工事ただし、土木工事及び京都市伏見西部第五地区納所排水機場（仮称）新築工事ただし、建築主体工事)

(2) 施工体制台帳の取扱いについて

施工体制台帳について、請負者は国土交通省令（以下「省令」という。）に基づき施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならないが、以下のような不適切な事例があった。

ア 下請契約の請負代金（以下「下請代金」という。）の額を明記するとともに、下請負との請負契約書等の写しにより確認することとされているが、土木工事においてその写しが未提出で下請代金が書面で確認できなかった事例及び建築工事において提出された「工事再下請負契約書」の下請代金が黒塗されていた事例

イ 土木工事において工事担当技術者表が提出されていなかった事例

ウ 土木工事において監理技術者が途中変更されていたが工事担当技術者表が変更されていなかった事例

監督職員は、省令に基づく適正な施工体制台帳を作成するよう請負者を指導し、内容の適切な確認を行われたい。

(伏見西部第五地区排水機場新設工事ただし、土木工事ほか)

別表1 工事

所管局 部課名	区	工 事 名	工 事 場 所
都市計画局 公共建築部 企画設計課	下京	京都市下京消防署新築工事	五条通間之町東入大津町地内ほか
	下京	京都市崇仁コミュニティセンター(仮称)等 新築工事 ただし, 電気設備工事	上之町地内ほか
	下京	京都市崇仁コミュニティセンター(仮称)等 新築工事 ただし, 空調衛生設備工事	上之町地内ほか
	南	京都市消防活動総合センター第2次整備 工事	上鳥羽塔ノ森下開ノ 内地内
	南	京都市消防活動総合センター第2次整備 工事 ただし, 電気設備工事	上鳥羽塔ノ森下開ノ 内地内
	南	京都市消防活動総合センター第2次整備 工事 ただし, 空調設備工事	上鳥羽塔ノ森下開ノ 内地内
	南	京都市消防活動総合センター第2次整備 工事 ただし, 衛生設備工事	上鳥羽塔ノ森下開ノ 内地内
	右京	宇多野ユース・ホテル再整備工事	太秦中山町地内
	右京	京都市宇多野ユース・ホテル再整備工 事 ただし, 電気設備工事	太秦中山町地内
	右京	京都市宇多野ユース・ホテル再整備工 事 ただし, 空調衛生設備工事	太秦中山町地内
	伏見	焼却灰溶融施設(仮称)建設工事	醍醐陀羅谷地内ほか
	伏見	京都市伏見西部第五地区納所排水機場 (仮称)新築工事 ただし, 建築主体工事	納所北城堀地内
	伏見	京都魚アラリサイクルセンター(仮称) 整備工事 ただし, プラント設備工事	横大路千両松町地内 ほか
	伏見	京都市焼却灰溶融施設(仮称)建設工事 ただし, 衛生設備工事	醍醐陀羅谷地内ほか
都市計画局 公共建築部 整備支援課	中京	京都市市庁舎整備工事 ただし, 西庁舎 外壁改修工事	寺町通御池上る上本 能寺前町地内
	中京	京都市消防局本部庁舎整備工事 ただ し, 中央監視設備改修工事	押小路通河原町西入 榎木町地内

	南	京都市アバンティホール他整備工事 ただし、調光設備他改修工事	東九条西山王町地内
	右京	京都市立上花田コミュニティーセンター整備工事ただし、外壁改修その他工事	西院春栄町地内
	西京	京都市立芸術大学整備工事ただし、本部棟上層部外壁及び搭屋改修その他工事	大枝沓掛町地内
	伏見	京都市伏見まち美化工務所整備工事 ただし、外壁改修工事	横大路千両松町地内
	伏見	京都市南積替所（仮称）整備工事 ただし、機械設備工事（設計変更）	横大路千両松町地内
	伏見	京都市伏見消防署山ノ下消防出張所整備工事 ただし、空調設備改修工事	桃山町山ノ下地内
建設局 都市整備部 市街地整備課	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備工事（建築工事）	太秦下刑部町地内
	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備工事（電気設備工事）	太秦下刑部町地内
	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備工事（機械設備工事）	太秦下刑部町地内
	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備工事（昇降機設備工事）	太秦下刑部町地内
	右京	京都市太秦東部地区市街地再開発施設建築物新築工事 ただし、建築主体その他工事	太秦下刑部町地内
	右京	京都市右京区総合庁舎新築工事 ただし、建築内装その他工事	太秦下刑部町地内
建設局 都市整備部 整備推進課	右京	（太秦東部地区）電線共同溝新設工事	太秦下刑部町地内ほか
	右京	（太秦東部地区）電線共同溝新設（公共関連）工事（1）（2）	太秦下刑部町地内ほか
	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備工事（土木工事）	太秦下刑部町地内ほか
	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備（公共関連）工事（土木工事）	太秦下刑部町地内ほか
	右京	（太秦東部地区）歩行支援施設設置（シ	太秦下刑部町地内ほか

		エルター等) 工事	か
	伏見	伏見西部第二地区公共施設引継工事	下鳥羽長田町地内
建設局 都市整備部 南部区画整 理事務所	伏見	伏見西部第五地区排水機場新設工事 ただし、土木工事	納所北城堀地内
	伏見	伏見西部第三地区 6 号水路築造工事	横大路天王前地内ほ か
	伏見	伏見西部第四地区 11-4 号水路他築造工 事	横大路一本木地内ほ か
	伏見	伏見西部第四地区横大路淀線他街路築造 工事	横大路一本木地内ほ か
	伏見	伏見西部第三地区公共施設管理引継に伴 う工事	横大路一本木地内ほ か
建設局 事業推進室	右京	道路改良工事 (その 1) (1) 工事	京北周山町地内
	右京	道路改良工事 (その 1) (2) 工事	京北周山町地内
	伏見	広路 4 油小路通 (鴨川橋梁) 道路改良 (そ の 8) 工事	竹田向代町地内ほか
	伏見	広路 4 油小路通道路改良 (その 1) 工事	竹田西内畑町地内ほ か
	伏見	広路 4 油小路通道路改良 (その 2) 工事	横大路下三栖辻堂町 地内ほか
	伏見	広路 4 油小路通道路改良 (その 5) 工事	下鳥羽東斧川町地内 ほか

別表 2 設計業務委託

所管局 部課名	区	委 託 名	履 行 場 所
都市計画局 公共建築部 企画設計課	下京	崇仁コミュニティセンター(仮称)等新 築工事	上之町地内ほか
	下京	京都市下京消防署新築工事	五条通間之町東入大津 町地内ほか
	南	京都市消防活動総合センター第 2 次整 備工事	上鳥羽塔ノ森下開ノ内 地内

	右京	宇多野ユース・ホテル再整備工事	太秦中山町地内
都市計画局 公共建築部 整備支援課	中京	京都市消防局本部庁舎整備工事設計委託 ただし、中央監視設備他改修工事設計委託	押小路通河原町西入る 榎木町地内
	南	京都市アバンティホール他整備工事設計委託 ただし、調光設備他改修工事設計委託	東九条西山王町地内
建設局 都市整備部 市街地整備課	右京	太秦東部地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事設計委託 ただし右京区総合庁舎建築及び設備工事実施設計委託	太秦下刑部町地内
	右京	(太秦東部地区) 公共施設設計業務委託	太秦下刑部町地内ほか
建設局 都市整備部 整備推進課	右京	(太秦東部地区) 公共施設設計業務委託	太秦下刑部町地内ほか
	右京	電線共同溝測量設計業務委託	太秦下刑部町地内ほか
	右京	(太秦東部地区) 歩行支援施設(シェルター)等公共施設詳細設計業務委託	太秦下刑部町地内
建設局 都市整備部 南部区画整理事務所	伏見	伏見西部第五地区 排水機場及び樋門詳細設計他業務委託	納所北城堀地内ほか
	伏見	伏見西部第五地区 排水機場及び樋門詳細設計修正業務委託	納所北城堀地内ほか
	伏見	伏見西部第三地区 水路詳細設計他業務委託	横大路橋本地内ほか
	伏見	伏見西部第四地区 道路・水路詳細変更設計業務委託	横大路菅本地内ほか
建設局 事業推進室	右京	交差点詳細設計業務	京北周山町地内
	伏見	広路4油小路通設計業務委託	竹田西内畑町地内ほか

別表3 工事監理業務委託

所管局 部課名	区	委 託 名	履 行 場 所
都市計画局 公共建築部	下京	京都市崇仁コミュニティーセンター(仮称)等新築工事監理業務委託	上之町地内

工務監理課		し、建築及び設備工事監理業務委託	
	下京	京都市下京消防署新築工事監理業務委託ただし、建築及び設備工事監理業務委託	五条通間之町東入大津町地内ほか
	南	京都市消防活動総合センター第2次整備工事ただし、建築及び設備工事監理業務委託	上鳥羽塔ノ森下開ノ内地内
	右京	京都市宇多野ユースホステル再整備工事ただし、建築及び設備工事監理業務委託	太秦中山町地内
	伏見	京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事ただし、建築及び設備工事監理業務委託	醍醐陀羅谷地内ほか
建設局 都市整備部 市街地整備課	右京	京都市太秦東部地区市街地再開発施設建築物新築工事監理業務委託	太秦下刑部町地内ほか
建設局 都市整備部 整備推進課	右京	天神川駅（仮称）自転車駐車場等整備工事監理業務委託	太秦下刑部町地内

（監査事務局第一課）